

会津若松地方広域市町村圏整備組合監査等実施要領

(平成28年 3月25日決裁)

(平成29年 3月29日決裁)

(平成30年 2月21日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に関する規程（平成28年監査委員告示第3号。以下「監査基準」という。）第24条の規定に基づき、監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定期監査等)

第2条 監査委員は、監査基準第3条第2項に規定する定期監査及び随時監査、同条第1項第2号に規定する行政監査又は同項第5号に規定する財政援助団体等に対する監査を行うときは、監査実施日（対面監査・現地調査・公有財産又は備品調査日のいずれか早い日。以下「監査実施日」という。）の20日前までに、監査の対象、範囲、期日等を管理者に通知するものとする。ただし、緊急の必要により随時監査又は行政監査を行うときは、この限りでない。

2 前項に規定する監査の実施に当たっては、監査基準第12条第4項に規定する実施計画及び全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に基づき、必要な調査を行うものとする。

3 監査委員は、前項に定める調査において、必要に応じて監査調書（第1号様式）により調査事項をまとめ、対面監査時に関係所属長から説明を聴取するものとする。

4 監査委員は、前項の聴取に基づいて、監査調書を取りまとめて整理する。

5 監査基準第17条に基づく講評は、前項の監査調書に基づき行うものとする。

(工事監査の対象基準)

第3条 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条に規定する技術士に工事技術調査を委託して行う場合の工事監査の対象は、設計額が比較的高額な（概ね30,000千円以上）の工事で、技術的に難易度が高く、監査実施時期において工事進捗率が概ね50%前後のものから、適宜、選択する。

(例月現金出納検査)

第4条 監査基準第3条第1項第9号に規定する例月現金出納の検査は、毎月の末日（ただし対面検査は隔月27日（その日が会津若松地方広域市町村圏整備組合の休日を定める

条例（平成2年会津若松地方広域市町村圏整備組合条例第1号）に規定する休日に当たるときは、休日の翌日とする。）を行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、変更することができる。

2 第2条第2項から第4項までの規定は、例月現金出納検査について準用する。この場合において、同条第2項中「監査の実施」とあるのは、「検査の実施」と読み替えるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、関係法令等に照らし、特殊又は異例な取扱いその他特に必要があると認められるものを除き、会計管理者以外の関係所属長からの説明聴取を省略することができる。

（決算審査等）

第5条 監査基準第3条第1項第10号に規定する決算審査、同項第11号に規定する基金の運用状況審査及び同項第12号に規定する資金不足比率審査の実施に当たっては、管理者に対して事前に資料の提出を求めるとともに、その審査の開始日の15日前までに通知するものとする。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、決算審査、基金運用状況審査及び資金不足比率審査について準用する。この場合において、同条第2項中「監査の実施」とあるのは、「審査の実施」と読み替えるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、関係法令等と照合し、特殊又は異例な取扱い、その他特に必要があると認められるものを除き、関係所属長からの説明聴取を省略することができる。

4 監査基準第18条第2項に規定する審査意見は、前2項の結果を踏まえて整理するものとする。

5 前項に規定する審査意見は、当該決算又は当該基金に関する運用の状況を示す書類が審査に付された日から80日以内に管理者に提出するものとする。

（指定された金融機関の監査）

第6条 監査基準第3条第1項第6号に規定する公金の収納又は支払事務に関する監査を行うときは、あらかじめその旨を管理者及び当該指定金融機関に通知するものとする。

（監査等の結果）

第7条 監査等の結果、是正又は改善若しくは留意等を求める事項があると認める場合の指摘区分は、次の各号のとおりとする。

(1) 指摘事項 次のいずれかに該当するもの。

ア 法令、条例及び規則等の違反が重大なもの。

イ 故意又は重大な過失によるもの。

- ウ 収入確保で法令等に適合しないもの。
- エ 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じたもの。
- オ 著しく非効率的なもの又は著しく妥当性を欠くもの。
- カ 誤謬等の事項で内容が重大なもの。
- キ 前回指摘事項又は指導事項とされたもので、是正又は改善がされていないもの。
- ク 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項と認められたもの。

(2) 指導事項 次のいずれかに該当するもの。

- ア 指摘事項には至らないが、改善を要するもの。
- イ 経済性、効率性又は有効性の観点から、改善が必要と認められるもの。
- ウ その他特に指導を必要と認められるもの。

(3) 意見 前1号及び2号には該当しないものの、事務事業の遂行にあたって特に意見を述べる必要があると認められるもの。

2 講評は、前項各号も含めた監査等の結果について行うものとし、同項各号の内容については、期限を定めて講評に対する弁明又は見解（第2号様式）の提出を求めるとともにその弁明又は見解の内容を聴取するものとする。

3 議会及び管理者（以下「管理者等」という。）へ提出する報告及び意見は、提出された弁明又は見解を考慮し内容を決定（特に必要と認める場合の第1項第3号の省略を含む。）するものとする。

（措置状況の報告）

第8条 監査委員は、管理者等が指摘事項、指導事項又は意見（意見については改善事項等を含むものに限る。以下、同じ。）について次の各号のいずれかの措置を講じたときは、管理者等に監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知（第3号様式）の提出を求めるものとする。

- (1) 措置を完了したもの。
- (2) 措置の方策について部局として実施する方向性が明確化されたもの。

2 管理者等から前項の報告があった場合は、監査委員は監査基準第23条に規定された方法により公表するものとする。

（措置状況の進行管理）

第9条 監査委員は、当該年度における監査等の実施分を除き、管理者等から前条第1項に規定する監査の結果に関する報告に対する措置状況等又は未措置である場合の検討状況の通知の提出のない場合は、毎年度1回（原則10月）、その通知の提出を求めるものとする。ただし、対面監査時に併せて照会を行い、報告を求めることができる。

2 指摘事項、指導事項又は意見について、公表の翌年度から3年が経過したにもかかわらず

らず、管理者等において措置が完了しないものについての取扱いは、監査委員の合議により決定する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。